

# 「食品衛生申請等システム」の開始に伴い、 ネットで申請・届出ができるようになりました

2020年7月20日から「食品衛生申請等システム」の運用が始まりました。これにより、今まで営業所を所管する保健所の窓口で手続きをする必要があった営業許可等の申請・届出は、インターネットを通じて申請・届出ができるようになりました。営業許可等の手続きの効率化が図れますので、皆さま、ぜひご活用ください※

※これまでの窓口への申請・届出も引き続き行うことは可能です。

※営業許可申請（変更届、地位承継届、廃業届含む）、食品等自主回収情報管理機能については、2021年6月から開始されました。

※**2026年4月1日より健康被害の情報提供を行うことができる機能の運用が開始されます。**

## 食品衛生申請等システムとは

（主なシステムイメージ）  
（食品衛生申請等システム）



## 自主回収報告の公表ページ

- 報告された回収情報は、厚生労働省のホームページで公表します。
- 事業者は、広範囲に情報を伝達することができ、消費者への喫食防止、回収案内等の注意喚起が促せます。
- 消費者の皆さまは、自主回収に関する情報を収集することができます。

### ○自主回収報告の公表ページ（厚生労働省ホームページ）

<https://i2fas.mhlw.go.jp/faspub/>

食品衛生申請等システムの利用方法は、マニュアルをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/kigu/index00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index00012.html)